

社団法人岐阜県農畜産公社定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人岐阜県農畜産公社（以下「公社」という。）という。

(事務所)

第2条 公社は、主たる事務所を岐阜市藪田南五丁目14番12号に置く。

2 公社は、理事会の議決を経て従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 公社は、岐阜県における農業の生産性向上並びに経営の安定に対する支援及び農業の啓発普及を推進し、もって農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 優良家畜育成事業
- (2) 畜産の新技术実用化事業
- (3) 畜産生産基盤開発事業
- (4) 農地保有合理化事業
- (5) 農業構造の改善に資する事業
- (6) 農用地の造成、改良及び整備に関する事業
- (7) 青年等農業者就農支援事業
- (8) 牧場利用高度化事業
- (9) 農業の啓発・普及事業
- (10) その他公社の目的達成に必要な事業

第2章 会員

(会員の資格)

第5条 公社の会員は、岐阜県、岐阜県内に従たる事務所を有する全国の区域を地区とする農業協同組合連合会及び岐阜県内を地区とする農業協同組合連合会並びに公社の目的に賛同する法人で、理事会の承認を得たものとする。

(加入)

第6条 公社の会員になろうとする者は、出資口数を記載した加入申込書を理事長に提出して

理事会の承認を受けなければならない。

- 2 理事長は、前項の承認があったときは、その旨を申込者に通知し、出資の払い込みをさせたのち会員名簿に記載するものとする。
- 3 会員としての地位は、前項の会員名簿に記載したときに生じるものとする。

(出資)

第7条 会員は、出資口数を1口以上有しなければならない。

- 2 出資金1口の金額は、10万円とする。
- 3 出資は、出資各口につき現金をもって、その金額を払い込むものとする。
- 4 会員は、出資の払込について、相殺をもって、その会社に対抗することはできない。

(脱会)

第8条 会員は、会社を脱会しようとするときは、その理由を記した脱会届を理事長に提出して理事会の承認を受けなければならない。

- 2 会員が解散したときは、脱会したものとみなす。

(除名)

第9条 会社は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経てこれを除名することができる。この場合において、会社は、総会で弁明の機会を与えるものとする。

- (1) 会社に対する義務の履行を怠ったとき
- (2) 会社の業務を妨げる行為、その他会社の信用を失わせると認められる行為をしたとき

- 2 前項の総会の議決は、会員総数の3分の2以上の多数をもってしなければならない。
- 3 除名の議決があったときは、その理由を明らかにした書面をもって、これをその会員に通知するものとする。

(出資金の払い戻し)

第10条 会員が脱会したときは、その者は出資金の全部又は一部の払い戻しを請求することができる。ただし、脱会のときから2年以内に請求がないときは払い戻しはしない。

- 2 前項の請求があったときは、理事会において払い戻しの額を定め、請求があった日の属する年度の終わりにおいて払い戻しができるものとする。

第3章 役員等

(種別及び選任)

第11条 会社に次の役員を置くものとする。

- | | |
|--------|-----------|
| (1) 理事 | 8人以上12人以内 |
| うち理事長 | 1人 |

- | | |
|------------|----|
| 副理事長 | 1人 |
| 専務理事又は常務理事 | 1人 |
- (2) 監事 3人以内
- 2 理事は次に掲げる者をもって充てる。
- | | |
|-----------------------------------|------|
| (1) 知事の指名する者又は岐阜県職員 | 3人以内 |
| (2) 岐阜県を除く会員の代表者のうちから総会において選任された者 | 3人以内 |
| (3) 理事長が総会の承認を得て委嘱する学識経験者 | 6人以内 |
- 3 理事長は、知事が指名する者で総会の承認を得たものを充てる。
- 4 副理事長、専務理事又は常務理事は、理事会の承認を得て理事長が任命する。
- 5 監事は、次に掲げる者をもって充てる。
- | | |
|--|------|
| (1) 知事の指名する者又は岐阜県職員 | 1人 |
| (2) 岐阜県を除く会員の代表者又はその代表者より公社の監事になることの承認を受けた者のうちから総会において選任された者 | 2人以内 |
- 6 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(役員職務)

- 第12条 理事長は、公社を代表してその社務を統括する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長が事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 専務理事又は常務理事は、理事長及び副理事長を補佐して日常業務を処理し、理事長及び副理事長に事故あるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事長、副理事長及び専務理事又は常務理事が欠けたときは、前条第2項第1号に規定する理事のうち、知事が指名する岐阜県職員がその職務を代行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
- | |
|---|
| (1) 財産及び会計を監査すること。 |
| (2) 理事の業務執行状況を監査すること。 |
| (3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会又は岐阜県知事に報告すること。 |
| (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。 |

(役員任期)

- 第13条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は他の役員残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行う。

(役員解任)

- 第14条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により解任することができる。

- (1) 役員の所属する団体が会員たる資格を失ったとき
 - (2) 役員が会員である団体の役職員たる地位を失ったとき
 - (3) 役員が疾病その他の事由により職務を行うにたえないと理事会が認めたとき
 - (4) その他役員としてふさわしくない行為があったとき
- 2 前項の規定により、役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

- 第 1 5 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支払うことができる。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を得て理事長が定める。

(顧問)

- 第 1 6 条 公社に顧問をおくことができる。
- 2 顧問は、学識経験者のうちから理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
 - 3 顧問は、理事長の諮問に応じ重要な社務に関し意見を述べる。

(事務局及び職員)

- 第 1 7 条 公社の業務を処理するため事務局を設け、必要な職員をおく。
- 2 職員は、理事長が任命する。
 - 3 事務局の組織及び職員の職制等は、理事会の議決により別に定める。

第 4 章 会議

(総会及び理事会)

- 第 1 8 条 会議は総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

- 第 1 9 条 総会は、会員をもって構成する。
- 2 理事会は理事をもって構成する。

(議決事項)

- 第 2 0 条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次に掲げる事項を審議し、議決する。
- (1) 業務方法書の決定又は変更
 - (2) 事業計画及び収支予算の決定
 - (3) 事業報告及び収支決算の承認
 - (4) 借入限度額の決定
 - (5) その他理事会が総会の議決を必要と定めた事項

2 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない社務の執行に関する事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎会計年度の開始前及び終了後3箇月以内に開催しなければならない。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催するものとする。

- (1) 理事会において必要と認めるとき
- (2) 会員の3分の1以上の者から会議の目的たる事項及び招集の理由を付して、理事長に請求があったとき
- (3) 第12条第4項第4号の規定により、監事が招集するとき

3 理事会は、理事長が必要と認めるとき又は理事の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第22条 会議は、前条第2項第3号に掲げる場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号に掲げる場合には、請求のあった日から30日以内に招集しなければならない。

3 総会の招集は、会員に対し会議の目的たる事項、日時及び場所を示して、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選任する。

2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数及び議決)

第24条 会議は、その会議の構成員(以下「構成員」という。)の過半数の出席がなければ、これを開催することができない。

2 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席会員の議決権数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 会員は、総会において出資一口につき各一個の議決権を有するものとする。

4 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面及び委任表決)

第25条 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができ

る。この場合において、書面表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

- 2 緊急な事項又は軽易な事項については、書面により賛否を求め、会議の議決にかえることができる。

(議事録)

第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 会議に出席した構成員の数及び氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び次に掲げる者が署名押印しなければならない。

- (1) 総会にあっては、その総会に出席した会員のうちから選任された議事録署名人2人以上
- (2) 理事会にあっては、その理事会に出席した理事のうちから選任された議事録署名人2人以上

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 会社の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 出資金
- (2) 強化基金
- (3) 農地保有合理化事業基本金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) 補助金及び奨励金
- (7) 寄付金品
- (8) その他の収入

(強化基金)

第28条 会社に、第4条第4号に掲げる事業に係る業務運営体制の整備強化を図るため、次の資産をもって構成する農地保有合理化促進事業強化基金及び同事業推進拡充基金(以下「強化基金」という。)を設ける。

- (1) 強化基金に充てることを指定して交付された補助金
- (2) 強化基金に充てることを指定して寄付された寄付金
- (3) 総会において強化基金に繰り入れることを議決した財産

- 2 強化基金の運用益は、第4条第4号に掲げる事業に係る業務運営体制の整備強化のために必要な経費以外の経費に使用してはならないものとする。
- 3 強化基金は、岐阜県知事の命令により、その全部又は一部を返還する場合を除き、これを処分し、又は担保に供してはならない。

(農地保有合理化事業基本金)

第29条 会社に、第4条第4号に掲げる事業に係る業務運営体制の整備強化を図るため、農地保有合理化事業基本金を置く。

- 2 農地保有合理化事業基本金は、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会における議決権数の3分の2以上の議決を経て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の借入れ)

第30条 会社は、事業を行うために必要な資産を借入れることができる。

(資産の管理)

第31条 資産は、理事会の議決に基づいて、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、銀行その他確実な金融機関に預け入れて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第32条 会社の経費は、資産をもって支弁する。

(区分経理)

第33条 会社の会計は、一般会計と特別会計に区分して経理するものとする。

(不動産の取得及び処分)

第34条 会社は、理事会の議決を経て、不動産を取得し又は処分することができる。ただし、農地保有合理化事業に係る不動産の取得又は処分についてはこの限りでない。

(事業計画及び予算)

第35条 会社の事業計画及び予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決により定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て予算成立の日まで前年度の予算に準じてこれを執行することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告等)

第36条 理事長は、毎会計年度の終了後、次に掲げる書類を作成し、監事の監査を経て、

通常総会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

第37条 削除

(会計年度)

第38条 会社の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会において会員の3分の2以上の同意を得、かつ、岐阜県知事の認可を得て、変更することができる。

(解散)

第40条 会社の解散は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか理事会の構成員及び総会における議決権数の各々3分の2以上の同意を得て議決し、かつ、岐阜県知事の認可を受けたときに解散する。

(残余財産の処分等)

第41条 第4条第1号から第7号までの事業のいずれかを廃止した場合、又は解散した場合においては、それぞれの事業ごとに資産及び債務を整理するものとし、その結果なお残余財産があるときは、総会の議決を経、かつ、岐阜県知事の許可を得て、岐阜県又は公社と類似事業を行う団体に寄付する。

2 前項の場合において、当該事業が出資に係る事業であって、資産及び債務を整理してなお残余があるときは、出資金の総額に達するまでは、出資金の額に応じ出資者に返還するものとする。

第7章 雑則

(委 任)

第42条 会社の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

付 則

- 1 この定款は、岐阜県知事の設立許可のあった日から施行する。
(昭和48年4月28日付岐阜県指令畜第143号許可)
- 2 公社設立当初の役員は、第11条の規定にかかわらず、別添役員名簿のとおりとし、その任期は第13条第1項の規定にかかわらず、昭和49年の通常総会の日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第19条第1項第2号及び同条第2項第1号の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 公社設立当初の会計年度は、第34条の規定にかかわらず、公社設立の認可のあった日から昭和49年3月31日までとする。

付 則

- 1 この定款は、岐阜県知事の認可のあった日から施行する。
(変更 昭和49年5月28日)

付 則

- 1 この定款は、岐阜県知事の認可のあった日から施行する。
(昭和54年4月19日付岐阜県指令畜第2号認可)
- 2 現役員の任期は第13条第1項の規定にかかわらず、昭和56年度の通常総会の日までとする。
(変更 昭和54年3月15日)

付 則

- 1 この定款は、岐阜県知事の認可のあった日から施行する。
(昭和55年3月31日付岐阜県指畜第1795号認可)

付 則

- 1 この定款は、岐阜県知事の認可があった日から施行する。
(昭和62年3月31日付岐阜県指令畜第1374号認可)

付 則

- 1 この定款は、岐阜県知事の認可があった日から施行する。
(平成元年6月20日付岐阜県指令畜第392号認可)

付 則

- 1 この定款は、岐阜県知事の認可があった日から施行する。
(変更 平成5年3月23日)

付 則

- 1 この定款は、岐阜県知事の認可があった日から施行する。
(平成7年5月29日付岐阜県指令畜第359号認可)

付 則

- 1 この定款は、岐阜県知事の認可があった日から施行する。
(平成9年3月31日付岐阜県指令畜第1891号認可)

付 則

- 1 この定款は、岐阜県知事の認可があった日から施行する。
(平成11年2月15日付岐阜県指令畜第1465号認可)
(経過措置)
- 2 平成11年4月1日現在において、公社の役員である者の任期は第13条第1項の規定にかかわらず、平成11年度の通常総会の日までとする。
付 則
- 1 この定款は、岐阜県知事の認可があった日から施行する。
(平成12年3月27日付岐阜県指令農水第2089号認可)
付 則
- 1 この定款は、岐阜県知事の認可があった日から施行する。
(平成13年6月18日付岐阜県指令農水第850号認可)
付 則
- 1 この定款は、岐阜県知事の認可があった日から施行する。
(平成13年7月17日付岐阜県指令農水第850号の2認可)
付 則
- 1 この定款は、岐阜県知事の認可があった日から施行する。
(平成14年2月28日付岐阜県指令農水第850号の3認可)
附 則
- 1 この定款は、岐阜県知事の認可があった日から施行する。
(平成15年3月24日付岐阜県指令農振第974号認可)
附 則
- 1 この定款は、岐阜県知事の認可があった日から施行する。
(平成17年3月29日付け岐阜県指令農管第402号認可)
附 則
- 1 この定款は、岐阜県知事の認可があった日から施行する。
(平成18年4月1日付け岐阜県指令農政第326号認可)
附 則
- 1 この定款は、岐阜県知事の認可があった日から施行する。
(平成19年3月29日付け岐阜県指令農政第924号認可)
附 則
- 1 この定款は、岐阜県知事の認可があった日から施行する。
(平成19年6月26日付け岐阜県指令農政第366号認可)
附 則
- 1 この定款は、岐阜県知事の認可があった日から施行する。
(平成20年3月31日付け岐阜県指令農政第1168号認可)
附 則
- 1 この定款は、岐阜県知事の認可があった日から施行する。
(平成23年3月29日付け岐阜県指令農政第759号認可)